

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2023年6月26日
【会社名】	ファイズホールディングス株式会社
【英訳名】	PHYZ Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大澤 隆
【本店の所在の場所】	大阪市北区北区梅田3丁目4番5号毎日インテシオ13階
【電話番号】	06-6453-0250(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当 西村 考史
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区北区梅田3丁目4番5号毎日インテシオ13階
【電話番号】	06-6453-0250(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務担当 西村 考史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月23日開催の当社第10回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の定款変更をお願いするものであります。

第2号議案 剰余金の処分の件

事業拡大による企業価値の向上を最重要施策に位置付けるとともに、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を行うことも重要施策と考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとすることをお願いするものであります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額は171,653,104円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役13名全員は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いするものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第8回定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を定めることとし、年額150百万円以内とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給時期の決定は、取締役会の決議によるものとするをお願いするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするをお願いするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬等の額決定の件

取締役の報酬等の額は、2021年6月25日開催の第8回定時株主総会において、年額150百万円以内とし、別枠として2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬債権を、年額30百万円以内と決議いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えとともに、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠として、改めて、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を割り当てることをお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	87,826	81	-	(注)1	可決 99.90
第2号議案	87,843	64	-	(注)2	可決 99.92
第3号議案					
大澤 隆	85,490	2,417	-	(注)2	可決 97.24
田中 勝也	86,643	1,264	-		可決 98.56
吉島 伸一	86,653	1,254	-		可決 98.57
西村 考史	86,653	1,254	-		可決 98.57
青島 亨	86,653	1,254	-		可決 98.57
岩崎 哲律	86,653	1,254	-		可決 98.57
大塚 信	86,653	1,254	-		可決 98.57
井口 典夫	86,644	1,263	-		可決 98.56
松田 佳紀	86,653	1,254	-		可決 98.57
深山 隆	86,653	1,254	-		可決 98.57
第4号議案					
堀口 淳也	86,632	1,275	-	(注)2	可決 98.54
藤原 誠	86,139	1,768	-		可決 97.98
中喜多 智彦	86,627	1,280	-		可決 98.54
第5号議案	87,798	109	-	(注)2	可決 99.87
第6号議案	87,800	107	-	(注)2	可決 99.87
第7号議案	85,037	2870	-	(注)2	可決 96.73

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上